
令和5年度
里塚斎場整備手法検討業務
仕様書

令和5年4月
札幌市保健福祉局保健所施設管理課

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「令和5年度里塚斎場整備手法検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、委託者と十分協議のうえ決定するものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」、「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導・助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が申し出た事項について委託者が同意することをいう。

3 契約の履行に当たっての留意事項

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意し、本業務を行うこと。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務を処理するに当たって知り得た個人情報等の秘密について、別記の個人情報取扱注意事項を順守し、他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化と進捗管理に努めること。
- (4) 契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得られるよう努めること。
- (5) 本仕様書において定められた事項を実施する際には、必ず委託者との調整及び承諾を受けてから実施するものとし、承諾を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費等は受託者が負うこと。
- (6) 受託者は業務の一部について、協力会社への再委託を行うことができる。ただし、業務の主たる部分の再委託及び業務処理責任者を協力会社の者とするとは認めない。

- (7) 本業務は定められた契約額で実施するものであり、仕様書に記載はないが効果的と認められる事項であっても、本契約額の中で実施すること。
- (8) 本業務において制作した制作物の著作権等は札幌市に帰属する。また、制作物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものは、その一切の使用許可も含めて制作すること。併せて、本業務に係る著作権人格権を行使しないこと。
- (9) 業務完了後6か月間は、本市からの成果品の内容に関する確認等に対応すること。
- (10) 本仕様書、業務について疑義を生じた場合は、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

4 業務処理責任者等

- (1) 受託者は本業務の処理について業務処理責任者を定めること。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項について処理と責任を持つこと。
- (3) 業務処理責任者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有し、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。
- (4) 受託者は本業務の処理について直接雇用契約関係にある者の中から、業務処理責任者を定めること。

5 提出書類

- (1) 受託者は、契約後所定の様式により関係書類を委託者に遅滞なく提出すること。
- (2) 協議及び承諾は、原則として書面により行うこと。ただし、委託者が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 受託者は、委託者から指示があった場合、業務履行期限前においても調査内容、算出データの根拠資料等を提出すること。

6 業務着手

受託者は契約締結後速やかに業務着手届、業務計画書、業務工程表及び業務処理責任者等指定通知書並びに再委託を行う場合は再委託承認願及び再委託申出書を作成し、委託者の承諾を得ること。

7 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うこととし、その結果を記録して相互に確認すること。
- (2) 本業務の実施に当たって、受託者の業務処理責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認すること。

8 業務の完了

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに本業務の完了届及び「Ⅱ 業務の概要 6」に示す成果品を委託者に提出すること。
- (2) 成果品提出の際、本市の業務担当者に対し、業務処理責任者から成果品についての十分な説明を行うこと。

9 環境への配慮に関する事項等

- (1) 本業務の履行においては、環境に配慮し、両面印刷の徹底等により紙資源やエネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。
- (2) 環境関係等の法令を遵守すること。

Ⅱ 業務の概要

1 業務の目的

札幌市内には里塚斎場・山口斎場の2つの火葬場があり、年間の火葬件数の合計は2万4千件を超え、今後も増加することが予測されている。

そのような中、里塚斎場については、供用開始から約40年が経過し、平成19年度（2007年度）～20年度（2008年度）に実施した大規模改修の際に、火葬炉の入れ替えを行っているが、現在の火葬炉についても25年が経過する令和16年（2034年）頃には入替が必要な状況となっている。

さらに、同斎場においては、動線の交錯や待合ロビーの混雑、収骨待ちの発生等の構造的な問題も生じており、今後の火葬件数の増加に対応するためには、これら多岐にわたる事項を考慮して、施設整備・斎場運営を進めていく必要がある。

本業務は、令和2年度に実施した「山口斎場・里塚斎場におけるPPP/PFI導入可能性調査及び里塚斎場施設整備検討業務」（以下、「R2年度調査」という。）の報告結果（別紙1）に基づいて、里塚斎場の再整備に向けた基本事項を整理するとともに、R2年度調査結果を更に掘り下げて比較・検証し最適な整備手法を選定した上で、事業方式や概算事業費、スケジュール等を取りまとめた今後の整備に関する基本方針の策定を目的とする。

2 履行期間

委託契約締結日から令和5年12月27日（水）までとする。

3 里塚斎場の諸元

階数	火葬棟：地上2階、地下1階 待合棟：地上2階
構造	火葬棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 待合棟：鉄筋コンクリート造
運営形態	直営
新築（着工）	昭和57年（1982年）8月
新築（しゅん工）	昭和59年（1984年）6月
新築（供用開始）	昭和59年（1984年）7月
大規模改修（着工）	平成19年（2007年）6月

大規模改修（しゅん工）	平成 21 年（2009 年）3 月	
大規模改修（供用開始）	平成 21 年（2009 年）4 月	
敷地面積	23,970 m ²	
建築面積	6,108 m ²	
延床面積	8,560 m ² （火葬棟 5,085 m ² 、待合棟 3,475 m ² ）	
火葬炉	火葬炉数：30 基（うち 1 基は大型炉） 焼却炉数：1 基（胞衣産わい物等焼却用） 方式：強制排気・台車方式 構造：耐火レンガ組積セラミックファイバー貼 制御：自動制御 燃料：白灯油 環境保全設備：再燃焼炉、サイクロン集塵機、排ガス冷却方式（水噴霧＋空気冷却）	
告別室	2 室 140 m ²	
収骨室	8 室 256 m ²	
待合室	30 室 1,200 m ²	
霊安室	1 室 最大 3 体	
待合ホール	197 m ²	
駐 車 場	3,000 m ² （バス 32 台、乗用車 60 台、身障者用 3 台、車庫 2 台）	
その他の設備	機械系	冷暖房、空調換気、給油、自動制御、給水、排水、給湯、衛生、消火、厨房、昇降機設備
	電気系	受変電、直流電源、発電、動力、電灯、構内交換、拡声、誘導支援、呼出し、テレビ共同受信、監視カメラ、火災報知、中央監視、火葬状況監視モニター、融雪、外灯設備

4 業務の内容

(1) 基本事項の整理等

ア 上位・関連計画による位置づけ

札幌市の上位・関連計画における里塚斎場整備の位置づけを整理すること。

イ 火葬場整備に係る法令・規制等の整理

火葬場整備において関連する法令・規制等を整理すること。

ウ 既存斎場の状況と課題

市内2斎場（里塚斎場、山口斎場）の現状と課題を整理すること。

(2) 基本方針の検討

「4 (1) 基本事項の整理等」の内容を踏まえ、里塚斎場の再整備に向けた基本方針を検討すること。

(3) 候補地の選定等

R2年度調査で報告された以下アに示す4つの整備手法について、比較検討表様式（別紙2）を参考に、以下イ～ケの項目に関して比較・検証し最適な整備手法を選定すること。

なお、比較検討表の各項目については、委託者と協議の上、最終的に決定すること。

ア R2年度調査で報告された4つの整備手法

(ア) 現斎場の後背地への建替え（以下「A案」という。）

R2年度調査結果を参考とし、現斎場の後背地を利用し新斎場を建築する案を作成すること。なお、建替え検討する後背地の範囲は事前に委託者と調整すること。

(イ) 霊園内・芝生広場への建替え（以下「B案」という。）

里塚霊園内の芝生広場の地下には札幌市水道局の配水池が設置されており、現時点では移動の可否が不明であるため、配水池を避けて新斎場を建築する案と、配水池がないと想定し新斎場を建築する案を作成すること。

なお、B案については、隣接する里塚霊園管理事務所が今後移設等の可能性があることから、同事務所の区画についても、新斎場又は新斎場用駐車場として使用できるものと仮定し、B案の建替え利用区域（別紙3）に示す範囲内で、新斎場の建築案を作成すること。

(ウ) 現地への建替え（以下「C案」という。）

R2年度調査結果を参考とし、現里塚斎場の既存施設位置において建替えを行う建替え案を作成すること。なお、建替え検討する際の仮設棟の建設範囲等は事前に委託者と協議すること。

(エ) 現地への改修・増築（以下「D案」という。）

現里塚斎場の既存施設を改修・増築する案を作成すること。

イ 施設規模の前提の検討

R 2年度調査では必要火葬炉数として38基を設定したが、当該火葬炉数は、火葬場予約システム及び友引開場等による火葬件数の平準化効果を考慮せずに設定した炉数であることから、38基を前提とした案のほか、上記2つの取組による平準化効果（火葬ピーク日の需要の算定に影響）を反映させた火葬炉数での案も併せて作成すること。また、火葬炉数の算定に係る火葬件数の推計においては、広域連携の観点から本市火葬件数の将来推計のほか、近隣自治体の火葬も現在以上に受け入れることを踏まえた検証とすること。

なお、火葬場予約システム及び友引開場等による火葬件数の平準化効果の検証に当たっては、他都市事例調査を実施するほか、里塚斎場の大規模改修時に山口斎場において友引日を開場した際の実績「平成19、20年度山口斎場友引開場実績」（資料2）等を踏まえ、必要火葬炉数を推計すること。

ウ 施設整備計画の検討

施設内に必要な諸室と規模を検討するとともに、動線などを考慮した諸室構成を検討すること。なお、整備計画の検討に当たっては、将来的な改修を前提として、施設全体を止めずに大規模修繕等が実施可能な設備配置等を考慮すること。

エ 敷地配置の検討

施設配置、駐車場の確保、敷地内外及び施設内の動線計画などを検討すること。また、C案、D案については火葬炉の更新手法、待合棟の更新手法についても併せて検討すること。

オ 法令等の整理

法令・規則や災害リスク、用地の状況（広さ・形状・隣接地との関係性等）、地形や地質などを踏まえた実現性、利用者の利便性などを整理すること。

カ 整備に伴う影響

工事に伴う近隣住民や斎場利用者・運営事業者、里塚霊園墓参者への影響、改修・増築等により火葬能力が減少する期間がある場合の対応、将来的に山口斎場が大規模修繕等で長期休場した場合の影響などを整理すること。なお、B案については、新合葬墓の建設候補地に隣接しているため、新合葬墓の利用者への影響も考慮すること。

キ 道路混雑時の影響

お盆時期や冬期間等の霊園内及び霊園付近の道路混雑時における影響などを検

討すること。また、将来的に山口斎場が長期休場した場合を想定し札幌市の全火葬を新旧の里塚斎場が担った場合の道路混雑状況等を併せて検討すること。なお、B案については、新合葬墓の建設候補地に隣接しているため、新合葬墓の利用者における道路使用状況等も考慮し検討すること。

ク 概算工期の算定

各整備手法に関して、施設整備にかかる概算工期を算定すること。

ケ 概算費用の算出

上記イ～クを検討、整理するにあたり、簡易的な設計図を作成した上で、施設整備及び施設維持管理・運営における概算費用を算出すること。概算費用の算出に当たっては企業ヒアリングを実施すること。

なお、R2年度調査では、「斎場機能を充足しない」との理由からC案、D案の概算費用は未算出となっているが、本業務においては「斎場機能を有しない」理由を明確に示した上で、概算費用を算出すること。

(4) 関係機関との協議

里塚斎場整備に向けて、関係機関との協議に必要な資料作成の支援や必要に応じて協議への同席、協議録の作成等を行うこと。

(5) 事業手法の整理

「(3) 候補地の選定等」で選定された整備手法について、想定される官民連携手法（PFI手法含む）を整理するとともに、各手法の事業スキーム、事業概要、概算事業費及び整備期間並びに各手法に対する評価等を整理すること。

また、PFI手法の検討に当たっては、すべての業務を長期包括的に委託する事業スキームのほか、災害時等により機動的な対応が可能となるよう運営の一部（管理部門及び火葬炉運営の一部等）を委託者の直営とするスキームも他都市事例調査等を踏まえ併せて検討すること。

なお、上記の他都市事例調査においては、圏域内のすべての火葬場が直営以外の火葬場になった事例における課題等に関するヒアリング調査も実施すること。

(6) 事業スケジュールの検討

今後の事業内容とスケジュールを検討すること。

(7) 地質データ整理業務

里塚斎場における過去のボーリング調査結果（資料3）等を参考に、近傍地質デ

一タの収集整理を行うこと。

(8) コンサルティング業務

基本方針の策定・精査や今後のPFI等導入可能性調査の検討、各種法令手続きなどについて、必要な助言、支援を行う。

(9) 打合せ協議

本業務遂行に当たって、月に1回の打合せを基本とするが、初回打合せ、中間打合せ（2回）、納品前打合せ（2回）の計5回は最低限実施すること。また、委託者からの要望に応じて適宜打合せを行い、必要な資料作成を行うこと。

なお、打合せ内容については、受託者が記録し打合せ後速やかに、本市に確認のうえ報告書として提出すること。

5 提出書類

(1) 契約後速やかに提出する書類

ア	業務着手届	1部
イ	業務計画書	1部
ウ	業務工程表	1部
エ	業務処理責任者等指定通知書	1部
オ	再委託承認願	1部（再委託する場合）
カ	再委託申出書	1部（再委託する場合）

(2) 業務期間中随時提出する書類

打合せ報告書	1部
--------	----

(3) 業務完了時に提出する書類

ア	業務完了届	1部
イ	業務報告書（本編）	5部
ウ	業務報告書（概要版）	5部
エ	参考資料	一式

（業務上作成した資料、提供可能参考文献等をすべて含む）

オ	電子データ	一式
---	-------	----

(4) その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

6 提出成果品（業務報告書）

製本（A4版 本編、概要版各5部）

〔備考〕提出成果品について、データ（DVD-Rなどの電子媒体に収めたもの）も併せて提出すること。形式はワード又はエクセルとし、納品後に委託者が調整可能なよう予め委託者の了承を得ること。

7 著作権等

- (1) 受託者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託にかかる成果物の著作権を成果物の納入時に本市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、著作権法第21条、第26条の2、第26条の3、第27条及び28条に規定する権利も本市に移転し、受託者に留保されないものとする。
- (4) 第三者が著作権を有する成果物については、受託者は受託者の責任において、本市の使用に支障が出ないようにしに当該権利を移転し、又はその使用承諾を受けさせたものとする。

8 貸与資料等

(1) 提供資料

別紙1 令和2年度実施「山口斎場・里塚斎場におけるPPP/PFI導入可能性調査及び里塚斎場施設整備検討業務」の報告結果（概要版）

別紙2 比較検討表様式

別紙3 B案の建替え利用区域

(2) 貸与資料

資料1 令和2年度実施「山口斎場・里塚斎場におけるPPP/PFI導入可能性調査及び里塚斎場施設整備検討業務」の報告結果（本書）

資料2 平成19、20年度山口斎場友引開場実績

資料3 昭和56、57年度里塚斎場地質調査結果

資料4 令和元年度実施「火葬場の予約システムに関する調査検討業務報告書」

(3) 貸与資料に関する規定

ア 本業務の遂行に当たって、本市が必要と認めたもの及び受託者において必要と認めたもので本市が許可するものを貸与又は提供する。

イ 貸与又は提供品等は、本業務のみに使用するものとし、受託者の責任において管理しなければならない。

ウ 貸与受領に当たっては、貸与品を記載した借用書を提出するものとし、本業務の完了等により貸与品が不要となった場合は、速やかに返却届と合わせて返却すること。返却場所は引渡場所と同じとする。

エ 前項イウにおける必要な書類は、任意の書式とする。

9 再委託について

受託者は業務の一部について協力会社への再委託を行うことができる。ただし、業務の主たる部分（業務方針の策定、進行管理、事業スキームの総合評価、委託者との打合せ等）の再委託及び業務処理責任者を協力会社の者とすることは認めない。

なお、再委託を行う場合、業務範囲及び選考する事業者について、事前に書面により委託者の承諾を得ること。また、再委託を行う会社は参加停止等の措置を受けていないことを条件とする。

10 その他について

- (1) 本業務に伴う調査・検討に当たっては、委託者と事前に打ち合わせを行い、施設運営に支障をきたさないように行うこと。
- (2) 契約締結後速やかに業務着手届等を提出すること。また、業務計画書に変更が生じる場合は、理由を明記して変更後の業務計画書を提出し、委託者の承認を受けること。
- (3) 本業務における計算の根拠、法令、資料の出典などは原則として明確にしておくこと。
- (4) 成果品納入後に、受託者に責による不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (5) 定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに市担当者と協議し、指示を受けなければならない。